

平成25年度  
第1回岐阜県事業評価監視委員会 次第

日 時 平成25年5月31日（金）

9：30～11：30

場 所 岐阜県庁舎 6階 6南2会議室

○ 開 会

○ 議 事

- 1 委員長の選出について
- 2 「岐阜県事業評価監視委員会運営要領」及び  
「岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領」の改正について . . . 資料1
- 3 副委員長の指名について
- 4 議事要旨署名委員の指名について
- 5 平成25年度の審議事項及び計画等について
  - (1) 平成25年度再評価実施箇所及び事業概要について . . . 資料2
  - (2) 平成25年度事後評価実施箇所について . . . 資料3
  - (3) 現地調査の実施について . . . 資料4
  - (4) 平成25年度監視委員会の開催計画について . . . 資料5
- 6 審議結果の取りまとめ

○ 閉 会

(参考資料)

- ・岐阜県公共事業再評価要綱 . . . 参考資料1
- ・岐阜県公共事業事後評価要綱 . . . 参考資料2

## 第1回岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

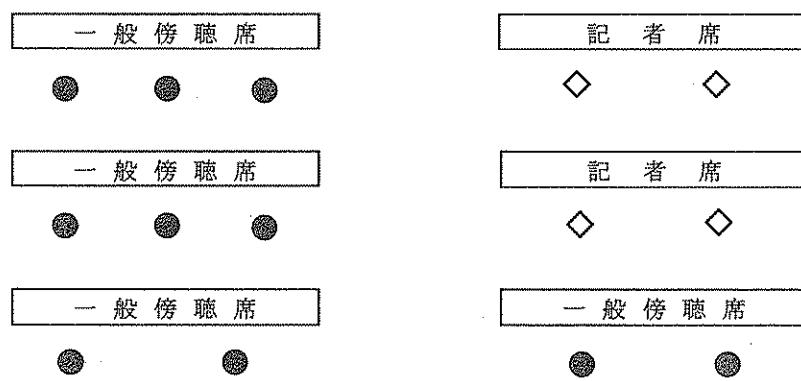
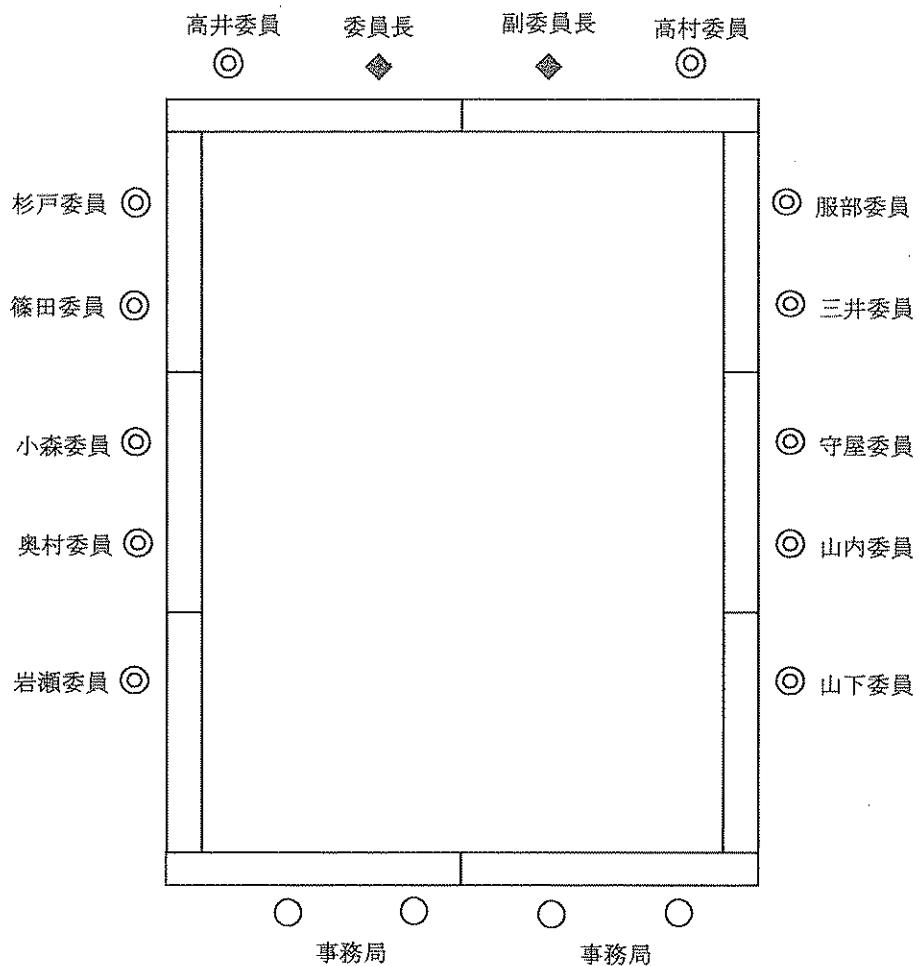
- いわせ ひろゆき 岩瀬 裕之 : 独立行政法人 国立高等専門学校機構  
岐阜工業高等専門学校 教授 環境都市工学科
- おくむら しげこ 奥村 茂子 : 岐阜市柳津町商工会女性部 部長
- こもり 慎悟 小森 正悟 : 岐阜県弁護士会 弁護士
- しのだ せいろう 篠田 成郎 : 国立大学法人 岐阜大学 教授 総合情報メディアセンター
- すぎと まさた 杉戸 真太 : 国立大学法人 岐阜大学 理事兼副学長
- たかい こういちろう 高井 孝市朗 : 美濃商工会議所 会頭
- たかむら あきひろ 高村 明宏 : 会社員
- はつとり あきひこ 服部 昭彦 : 農業、岐阜県コミュニティ診断士
- みつい さかえ 三井 栄 : 国立大学法人 岐阜大学 准教授 地域科学部
- もりや けいじ 守屋 啓司 : 岐阜県農業協同組合中央会 専務理事
- やまうち あきひろ 山内 章裕 : 恵南森林組合会 代表理事組合長
- やました やすし 山下 泰 : 岐阜県簡税会連合会 事務局長

(五十音順 敬称略)

# 平成25年度第1回事業評価監視委員会 席表

平成25年5月31日(金) 9:30~  
岐阜県庁舎 6階 6南2会議室

## ＜配席図＞

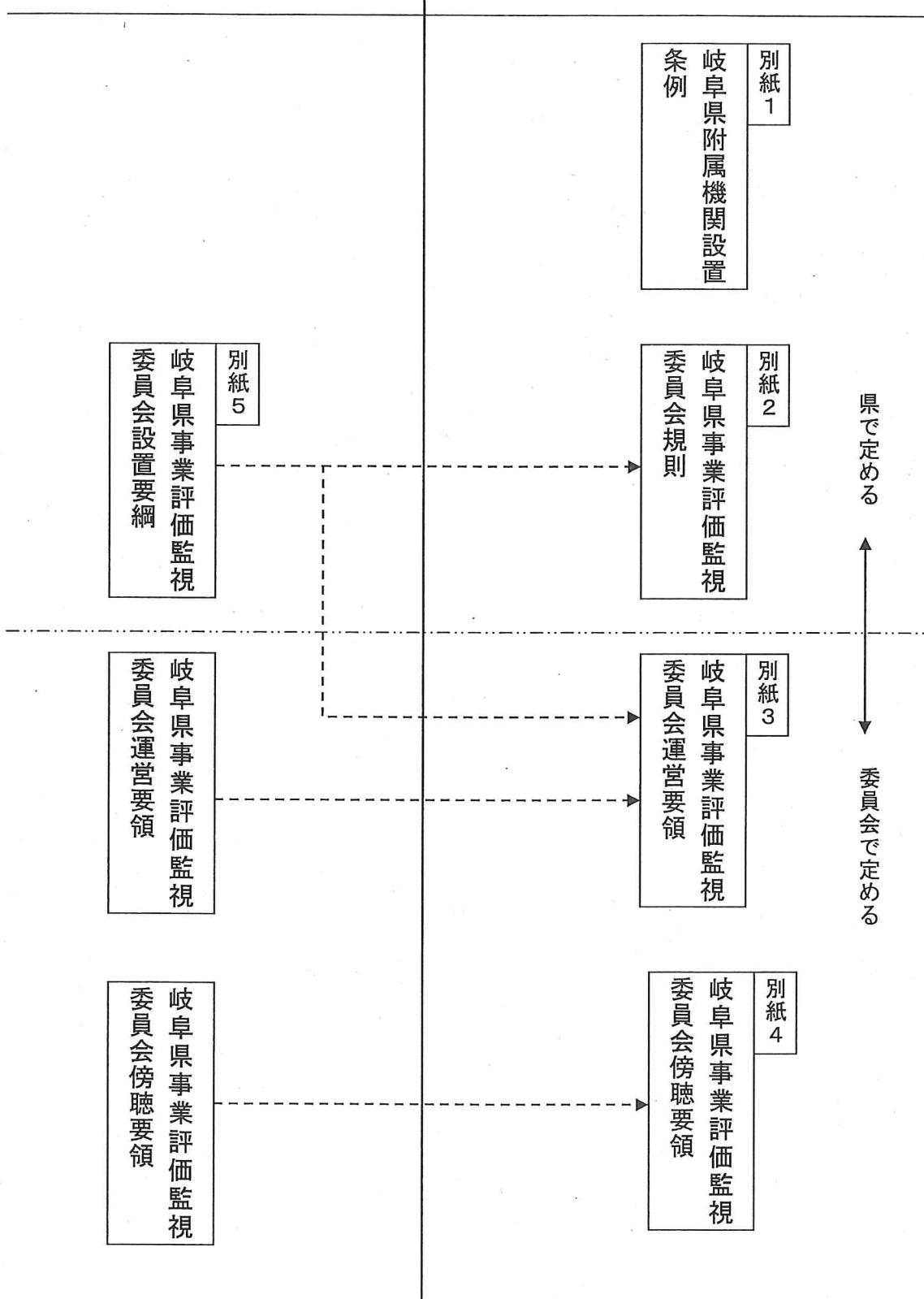


○委員の配席は、正面向かって左から時計回りで「50音順」です。

「岐阜県事業評価監視委員会運営要領」及び  
「岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領」の改正について

&lt;条例化 前&gt;

&lt;条例化 後&gt;





平成二十五年  
岐阜県条例第一号

岐阜県附属機関設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置く。

(委任)

第二条 この条例に定めるものほか、前条の附属機関の組織及び運営に関する必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

一 知事の附属機関

名称	所掌事務
岐阜県メディカルコントロール協議会	救急業務に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県職員保健審査会	知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び労働委員会の事務部局の職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県指定管理者審査委員会	県の公の施設（岐阜産業会館を除く。）の管理を行う指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県施設等有効活用事業審査委員会	県有施設等の有効活用のために行う事業に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会	生活習慣病の動向の把握及び検診等に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会	福祉サービス第三者評価機関の認証その他福祉サービス第三者評価事業に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県郷土工芸品審査会	岐阜県郷土工芸品の指定その他郷土工芸品の振興に関する事項についての調査審議に関する事務

岐阜産業会館指定管理者審査委員会	岐阜産業会館の管理を行う指定管理者の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事項についての調査審議に関する事務
飛騨・美濃すぐれもの認定審査会	飛騨・美濃すぐれもの（产地の特性を生かし、安全性、品質等の基準を満たした優良な県産品をいう。）の認定に当たっての審査に関する事務
岐阜県中山間地域等直接支払制度適正化委員会	中山間地域等直接支払制度（中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）における農業の生産条件から生ずる不利を補正するため、交付金を交付する制度をいう。）に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県農業農村整備委員会	農業生産基盤及び農村における生活環境の整備及び保全に関する事項についての調査審議に関する事務
清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会	清流の国ぎふ森林・環境基金事業に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県緑の博士認定審査会	岐阜県緑の博士（樹木の保護、保存等に関し一定水準の知識及び技能を身につけた者をいう。）の認定に当たっての審査に関する事務
岐阜県林業士認定審査会	岐阜県林業士（林業に関し優秀な技能を有する者をいう。）の認定に当たっての審査に関する事務
岐阜県入札制度運営調査委員会	県が発注する建設工事等に係る入札制度の適正な運用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県事業評価監視委員会	県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県入札監視委員会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性及び公平性の確保に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県自然工法管理士認定審議会	岐阜県自然工法管理士（自然共生工法の普及及び活用を効果的に推進するために必要な知識、評価能力及び技術を有する者をいう。以下同じ。）の認定その他岐阜県自然工法管理士の資質の向上及び活用に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県建設発生土処理対策調査委員会	県が発注する建設工事において生じる、環境基準を超える有害物質を含む建設発生土の処理等に関する事項についての調査審議に関する事務

岐阜県地価調査委員会	国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定による基準地の選定及び標準価格の判定に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県政府調達苦情検討委員会	千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象となる県が行う調達に係る苦情に関する事項についての調査審議に関する事務

二 教育委員会の附属機関

名称	所掌事務
岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会	岐阜県立高等学校入学者選抜に関する事項についての調査審議に関する事務
岐阜県教職員保健審査会	岐阜県教育委員会の事務部局及び教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務



平成二十五年  
岐阜県規則第六十六号

## 岐阜県事業評価監視委員会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第二条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- 一 県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する知事の諮問に応じ、答申すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、県又は市町村が実施する公共事業の評価に関する事項に関すること。

### (組織)

第三条 委員会は、委員十四人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 県内の公共事業の実情を理解し、かつ、公平な立場にある有識者
  - 三 公募により選定した者

### (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、前条第二項第三号に掲げる者の再任は、原則として一回に限るものとする。

### (委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、委員会が審議対象事業の現地調査を行う場合は、この限りでない。

3、委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1、この規則は、公布の日から施行する。

2、この規則の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、第四条第一項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

## 岐阜県事業評価監視委員会運営要領（改正案）

### 第1 目的

この運営要領は、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）~~設置要綱~~ 規則（平成25年岐阜県規則第66号。以下「~~設置要綱~~ 規則」という。）第十一  
条の規定に基づき、委員会の審議方法 組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### 第2 委員会の事務に関する事項

委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）再評価及び事後評価の運用状況の確認
- （2）再評価及び事後評価の対象事業に関し、知事から諮問された対応方針案の審議及び審議結果の答申
- （3）対応方針案に係る意見の具申
- （4）その他事業評価に関する事項

### 第3 委員会の組織に関する事項

#### 副委員長

- （1）委員会に副委員長を置き、副委員長は委員の中から委員長の指名する者をもって充てる。
- （2）副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 第4 委員会の会議の運営に関する事項

#### 1 会議の開催

会議は、~~設置要綱~~ 規則第5条第1項の規定に基づき委員長が招集するが、委員改選後の最初の会議は、岐阜県知事（以下「知事」という。）が招集するものとする。

#### 2 議事の進行

委員会の議事の進行は、委員長が行う。

#### 3 会議の記録

事務局は、発言者名と発言の概要を記録した議事要旨を作成し、委員長及び委員長が委員会の議事に先立ち出席委員の中から指名する委員3名の確認・署名を得なければならない。

## ② 4 会議で用いる資料

- (1) **再事業評価**を実施する事業、その事業の**再評価結果及び対応方針**の案を記載した**再事業評価実施箇所一覧表**
- (2) 各事業所管部局が、**再事業評価**を行うにあたって必要となるデータの収集、整理等を行い、作成した**再事業評価**に係る資料
- (3) その他委員会審議に関し委員長が必要と認めた資料

## ④ 5 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、学識経験者等から構成される委員会等（以下「流域委員会等」という。）が設置されている場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果について、本委員会に報告するものとする。

## 第② 5 委員会の会議の透明性の確保に関する事項

### 1 会議の開催日程、開催場所の公表

委員会の会議の透明性の確保を図るため、会議の開催日程、開催場所等について、あらかじめ知事が公表するものとする。

### 2 会議の公開

(1) 委員会の会議は、原則公開する。ただし、審議する事項が次に掲げる項目に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

1) 岐阜県情報公開条例（平成12年12月27日岐阜県条例第56号。以下「情報公開条例」という。）第6条の各号に該当するとき。

2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(2) 前項の規定により会議を公開しない場合は、委員会の会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

### ② 3 会議の傍聴

(1) 委員会の会議は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

(2) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(3) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(4) 前3項に定めるほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

### ③ 4 議事内容等の公表

委員会は、会議に提出された資料及び議事要旨について、次に掲げる情報を除くほかは全て公開する。

(1) **情報公開条例第6条の各号に該当するもの。**

(~~1~~ 2) 非公開会議の記録の中で、特に秘密を要するもの。

~~(2) 公開することによって、率直な意見の交換若しくは意思決定過程の中立性が不当に損なわれる恐れのあるもの又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れのあるもの。~~

#### 4 5 公表の時期

公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

#### 第4 6 市町村事業等に関する事項

##### 1 市町村事業等の審議依頼

市町村等が事業主体である事業の評価については、別記様式1により、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、委員会の審議対象事業とするものとする。

審議対象となる市町村事業等について、当該市町村長等は、事前に県の事業担当課と十分な連絡調整を図るものとする。

##### 2 県事業担当課との連携調整

当該市町村事業等を指導・監督する県の事業担当課は、当該市町村事業等の対応方針案の作成のための資料作成、委員会説明、現地調査等について、十分な連携調整並びに助言を行うものとする。

##### 3 対応方針の決定

当該市町村長等は、委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重して対応方針を決定し、その結果を別記様式2により、速やかに知事へ報告するものとする。

#### 第5 7 その他

この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成10年11月12日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成14年6月3日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成24年9月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成25年5月31日から適用する。

(別記様式1)

〇〇第 号  
平成 年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇市（町村等）長 氏 名 印

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）~~設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4 6~~の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名
- ・河川・路線名等
- ・工区名
- ・再評価の要件

##### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

##### 3 県の事業担当課名

(別記様式2)

〇〇第 号  
平成 年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇市(町村等)長 氏 名 印

### 再評価対象事業の対応方針の決定について

平成 年 月 日付け〇〇第 号の依頼により、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)に審議をお願いしておりました下記事業について、審議結果並びに委員会意見を踏まえ、対応方針を決定いたしましたので、委員会運営要領第4 6 の3の規定により報告いたします。

記

1 再評価対象事業

2 対応方針

## 岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領（改正案）

### （目的）

第1条 この要領は、岐阜県事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）運営要領第~~2~~ 5の3（4）の規定に基づき、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

### （委員会の傍聴）

第2条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という）及び報道関係者（県政記者クラブ及び警察記者クラブに所属する者等をいう。）は、委員会の会議を傍聴することができる。

### （傍聴人の定員等）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の定員を変更することができる。

### （傍聴券）

第4条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴券の交付を受けるものとする。

2 傍聴券（別記様式）は、委員会の当日、受付で先着順により交付する。

3 傍聴人は、傍聴券に住所及び氏名を記入するものとする。

4 傍聴人は、傍聴券に記載された日に限り委員会の会議を傍聴することができる。

### （傍聴券の提示）

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入り口で係員に傍聴券を提示するものとする。

2 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示するものとする。

### （傍聴券の返還）

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還するものとする。

### （傍聴することができない者）

第7条 次の各号に掲げる者は、委員会の会議を傍聴することができない。

一 銃器、棒、つえその他の物で人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

二 はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類する物を携帯している者

三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用し、又は携帯している者

四 ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物（写真撮影、録音機能等を有する携帯電話の持ち込みは認めることとするが、これらの機能を使用することを禁止する。）を携帯している者。ただし、

委員長の許可を受けた者及び報道関係者は除く。

五 酒気を帯びている者

六 その他議事を妨害するおそれがあると委員長が認める者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員に、前項第一号から第四号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる

3 委員長は、傍聴人が第1項第一号から第四号までに規定する物品を携帯しているとき又は前項の質問に応じないときは、その者を退場させることができる。ただし、委員長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静謐を旨とし、次の事項を守らなければならない。

一 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

二 会話し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。

三 持ち物を掲げる等による示威的行為をしないこと。

四 飲食をしないこと。

五 みだりに席を離れないこと。

六 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、いかなる場合にも係員の指示に従うものとする。

(違反に対する処置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、委員長は、当該行為を制止し、これに従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(適用除外)

第11条 この要領は、県が委員会を進行するために行う事業に従事する者に対しては、適用しない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

別記様式（第4条関係）

表

傍聴券	傍聴人
住所	年月日
氏名	住所
年月日（当日限り）	氏名
岐阜県事業評価監視委員会委員長印	

裏

傍聴人の守るべき事項

- 1 会場における言論に対して拍手  
その他の方法により公然と可否を  
表明しないこと。
- 2 会話し、放歌し、高笑し、その  
他騒ぎ立てるなど、他人の迷惑と  
なる行為をしないこと。
- 3 持ち物を掲げる等による示威的  
行為をしないこと。
- 4 飲食をしないこと。
- 5 みだりに席を離れないこと。
- 6 その他会場の秩序を乱し、又は  
議事の妨害となるような行為をし  
ないこと。



## 岐阜県事業評価監視委員会設置要綱

(岐阜県事業評価監視委員会規則の施行 (H25.4.1) に伴い廃止)

※\_\_\_\_\_は、運営要領に追加して定める事項

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、岐阜県公共事業再評価要綱第10条第2項の規定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再評価の運用状況の確認
- (2) 再評価の対象事業に関し、県が作成した対応方針案の審議
- (3) 対応方針案に係る意見の具申
- (4) その他委員長が必要と認める事務

### (組織)

**第3条** 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

- 2 委員は、県内の実状を理解し、公平な立場にある有識者のうちから、岐阜県知事（以下「知事」という。）が委嘱する。この場合において、別に定めるところにより、委員の一部を公募によることができるものとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。ただし、公募により委嘱する委員の再任は、原則として1回に限るものとする。

### (委員長)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもってあてる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員会が審議対象事業の現地調査を行う場合については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (公表)

**第6条** 委員会の会議は、原則公開する。ただし、審議する事項が次の各号に該当すると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 岐阜県情報公開条例（平成12年12月27日岐阜県条例第56号）第6条の各号に該当するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき

2 前項の規定により会議を公開しない場合には、委員会の会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

3 委員会の会議記録は、発言者名と発言の概要を記録した議事要旨を作成し、原則公表する。

(意見の聴取)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は、関係者の出席を求め、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(市町村事業等)

第8条 委員会は、市町村等が事業主体である事業について、知事が当該市町村長等からその評価の依頼を受けた場合には、当該事業に関し第2条に規定する事務を行うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年11月12日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年9月1日から適用する。



## 再評価実施事業の概要

県営広域農道整備事業	....	p.1
県営基幹農道整備事業	....	p.2
公共林道事業	....	p.3
道路改築事業	....	p.4
通常砂防事業	....	p.5
連立立体交差事業	....	p.6
土地区画整理事業	....	p.7
木曽川右岸流域下水道事業・流域関連公共下水道事業	....	p.8
安八町公共下水道事業	....	p.9

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	県営広域農道整備事業（道整備交付金）
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域営農団地整備計画を樹立している地域を対象に、農産物の流通の合理化、農作業の効率化等を目的として、大規模な農道の新設並びに改良を行う。</li> </ul>
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積がおおむね1,000ha（振興山村、過疎地域は300ha）以上であること</li> <li>・ 総事業費が20億円以上であること</li> <li>・ 車道幅員がおおむね5m（振興山村は4m）以上であること</li> <li>・ 自動車交通量のうち、農業に係るもののが過半を占めるものであること</li> </ul>
	概要（メニュー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農道の新設又は改良</li> </ul>
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ≈B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営向上効果           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 走行経費節減効果・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果</li> <li>② 維持管理費節減効果・・農道の管理労力等維持管理費の増減</li> </ul> </li> <li>・ 生活環境整備効果           <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 一般交通等経費節減効果・・農道の開設、改良による移動距離の短縮や舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品）の節減効果</li> <li>④ その他効果・・・安全性向上効果等</li> <li>⑤ 年総効果額 = ①+②+③+④</li> <li>⑥ 還元率×（1+建設利息率） ※還元率：割引率と耐用年数により算出</li> <li>⑦ 妥当投資額 = ⑤÷⑥</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤、通学、買い物等の通行条件の改善による住環境の向上</li> <li>・ 動植物に配慮した整備による生態系の保全等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 総事業費 = ⑨+⑩</li> <li>⑨ 当該事業による費用</li> <li>⑩ その他関連事業費</li> </ul>
		<p>費用便益比 <math>(B/C) \geq 1.0</math></p> <p>投資効率 = 妥当投資額（⑦） ÷ 総事業費（⑧）</p>
B/C*	費用のC算定	
	費用便益の基準	

※ H20以降に計画策定（新規、変更）した地区については、「新たな効果算定マニュアル」により総費用総便益比（評価期間（当該事業期間+40年）の間で必要な投下費用（総費用）とそれによって発現する総便益を対比）にて算定。

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	県営基幹農道整備事業（農山漁村地域整備交付金）
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産の近代化や農業生産物の流通の合理化を図るために、重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備</li> </ul>
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積がおおむね50ha（振興山村、過疎地域は30ha）以上であること</li> <li>総事業費が1億円以上であること</li> <li>車道幅員がおおむね4m（振興山村は3m）以上であること</li> <li>自動車交通量のうち、農業に係るもののが過半を占めるものであること</li> </ul>
	概要（メニュー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>農道の新設又は改良</li> </ul>
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料の安定供給の確保に関する効果             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 走行経費節減効果・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果</li> <li>② 維持管理費節減効果・・農道の管理労力等維持管理費の増減</li> <li>③ 品質向上効果・・・・舗装することにより、生産物運搬の際の損傷を軽減する荷痛み防止効果</li> </ul> </li> <li>農村の振興に関する効果             <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 一般交通等経費節減効果・・農道の開設、改良による移動距離の短縮や舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品）の節減効果 等</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 年総効果額 = ①+②+③+④</li> <li>⑥ 評価期間：当該事業工事期間+40年</li> <li>⑦ 割引率：4%</li> <li>⑧ 総便益 = <math>\Sigma (⑤ \div (1 + ⑦))^⑥</math></li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤、通学、買い物等の通行条件の改善による住環境の向上</li> <li>動植物に配慮した整備による生態系の保全等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 総費用 = ⑩+⑪</li> <li>⑩ 当該事業による費用</li> <li>⑪ その他費用（関連事業費+資産価額+再整備費）</li> </ul>
	費用比便益の基準	<p>費用便益比 (B/C) <math>\geq 1.0</math></p> <p>総費用総便益比 = 総便益 (⑧) <math>\div</math> 総費用 (⑨)</p>

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	公共林道事業（道整備交付金、農山漁村地域整備交付金）				
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山村と都市の共生・対流を図り、快適な居住環境を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施する。</li> <li>・森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。</li> </ul>				
	採択基準	<p>基幹道・・・地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が1000ha以上、かつ全体計画延長が7km以上。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等</p> <p>管理道、施業道・・・地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等</p>				
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林基幹道開設</li> <li>・森林管理道開設</li> <li>・森林施業道開設</li> </ul>				
	○費用対効果の分析について	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">うち貨幣換算する項目</td> <td style="width: 90%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養便益</li> <li>・山地保全便益</li> <li>・環境保全便益</li> <li>・木材生産等便益</li> <li>・森林整備経費縮減等便益</li> <li>・一般交通便益</li> <li>・森林の総合利用便益</li> <li>・災害等軽減便益</li> <li>・維持管理費縮減便益</li> <li>・山村環境整備便益</li> <li>・その他の便益</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>効果の項目 ※B※</td> <td>その他項目</td></tr> </table>		うち貨幣換算する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養便益</li> <li>・山地保全便益</li> <li>・環境保全便益</li> <li>・木材生産等便益</li> <li>・森林整備経費縮減等便益</li> <li>・一般交通便益</li> <li>・森林の総合利用便益</li> <li>・災害等軽減便益</li> <li>・維持管理費縮減便益</li> <li>・山村環境整備便益</li> <li>・その他の便益</li> </ul>	効果の項目 ※B※
うち貨幣換算する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養便益</li> <li>・山地保全便益</li> <li>・環境保全便益</li> <li>・木材生産等便益</li> <li>・森林整備経費縮減等便益</li> <li>・一般交通便益</li> <li>・森林の総合利用便益</li> <li>・災害等軽減便益</li> <li>・維持管理費縮減便益</li> <li>・山村環境整備便益</li> <li>・その他の便益</li> </ul>					
効果の項目 ※B※	その他項目					
*費用便益 B/C*	費用※C※の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）+ 維持管理費 + 森林整備費</li> <li>・単価の基準：評価を実施する年度</li> <li>・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通）</li> <li>・評価対象期間は事業完了後40年間</li> </ul>				
	費用便益比の基準	<p>費用便益比（B/C）<math>\geq 1.0</math></p>				

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金）
	事業目的	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ること。
	採択基準	地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるもの。
	概要(メニュー)	現道の拡幅や線形改良またはバイパス等の建設
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行経費減少便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul>
	その他項目	
	費用 $\approx C \approx$ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の積み上げ基準=道路整備に要する事業費+道路維持管理に要する事業費 現在価値算出のための社会的割引率：4%</li> <li>基準年次：評価時点</li> <li>検討年数：50年間</li> </ul>
	費用便益比の基準	費用便益比 $(B/C) \geq 1.0$

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 砂防課

○事業制度について	事業名	通常砂防事業（社会資本整備総合交付金）
	事業目的	流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。
	採択基準	<p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施工する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかる措置がされているもの</p> <p>① 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの            (ア) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの            (イ) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの            (ウ) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの</p> <p>② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの            (ア) 公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護            (イ) 市街地、集落（人家50戸以上の保護）            (ウ) 耕地（耕地面積30ha以上）の保護            (エ) 港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000m<sup>3</sup>以上）の防止</p>
	概要 (メニュー)	砂防えん堤、床固工、帶工、護岸工、水制工、渓流保全工、導流工、遊砂地、山腹基礎工、山腹緑化工、山腹斜面補強工、山腹保育工
○費用対効果の分析について	効果の項目 うち貨幣換算する項目 ※B※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人家（家屋、家庭用品、償却資産、在庫資産）</li> <li>・事業所（償却資産、在庫資産）</li> <li>・農作物資産</li> <li>・道路</li> <li>・鉄道</li> <li>・橋梁</li> <li>・公益施設</li> <li>・人命保護</li> </ul>
*費用便益 B/C *	そ項 の目 他	
費用定 ※C※ の		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・評価対象期間は整備期間+50年とする</li> <li>・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通）</li> </ul>
B/C	費用便益比 の基準 便益比	費用便益比 (B/C) ≥ 1.0

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 街路公園課

○事業制度について	事業名	連続立体交差事業（社会資本整備総合交付金）
	事業目的	名鉄名古屋本線高架事業は、JR高架事業と一体となって、岐阜市における交通の円滑化、安全性の向上及び分断された市街地の一体化による都市の活性化を図ることを目的とする。
	採択基準	鉄道と幹線道路とが2カ所以上において交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心間距離が350メートル以上ある鉄道区間について、鉄道と道路とを同時に3カ所以上において立体交差させ、かつ、2カ所以上の踏切道の除却を行うもの。
	概要(メニュー)	本事業は、名鉄名古屋本線の岐南駅～名鉄岐阜駅間の約2.1kmにおいて、道路と交差している鉄道を連続して高架化（12箇所の踏切を除却）し、併せて、高架側道及び交差道路の整備を行う。
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時間短縮便益（自動車・歩行者・自転車）</li> <li>・走行経費減少便益</li> <li>・交通事故解消便益（交通事故減少・踏切事故解消）</li> </ul>
	他の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する事業（境川・新荒田川河川改修、（都）岐阜駅那加線拡幅、土地区画整理事業）との一体的整備により、それぞれの事業の投資効果をより高めることができる。</li> </ul>
	費用 $\approx C \approx$ の算定	<p>費用 = 連続立体交差に要する費用 + 関連道路整備に要する費用 + 関連道路の維持管理に要する費用</p> <p>関連道路・・・連続立体交差事業の効果発現のために最低限必要となる側道と鉄道交差道路を対象とし、その道路整備に要する費用</p>
	費用便益比の基準	費用便益比 $(B/C) \geq 1.0$

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 街路公園課

○事業制度について	事業名	土地区画整理事業（社会资本整備総合交付金）
	事業目的	道路、公園等公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の造成を図ることを目的とする。
	採択基準	「土地区画整理事業採択基準」による。以下の3点すべてを満たすこと。 ①補助基本額3億円以上 ②施行地区面積5ha以上 ③街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設または改築を含む地区
	概要(メニュー)	・都市計画道路の整備並びにそれに付随する移転、移設、測量試験、調査等。 ・土地区画整理事業施行地内での道路築造、移転、移設、測量試験、調査等。
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	(I) 走行時間短縮便益 走行経費減少便益 、 交通事故減少便益  (II) 地代便益
	その他項目	
	費用 $\approx C \approx$ の算定	I 費用の算定=道路整理に要する事業費+道路維持管理に要する費用-残存価値 算定期間は供用開始後50年間  II 費用の算定=土地区画整理事業に要する事業費+維持管理費+用地費 算定期間は登記完了後50年間
	費用便益比の基準	I 費用便益比 $(B/C) \geq 1.5$ II 費用便益比 $(B/C) > 1.0$

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 下水道課

○事業制度について	事業名	木曽川右岸流域下水道事業、流域関連公共下水道事業（社会資本整備総合交付金）	
	事業目的	1. 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。 2. 自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道：対象区域→主に市街地、規模→制限なし</li> <li>・流域下水道：2つ以上の市町村の区域における下水を排除するもの</li> </ul>	
	概要（メニュー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体               <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村：公共下水道事業</li> <li>岐阜県：流域下水道事業</li> </ul> </li> <li>・対象処理水：汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）</li> <li>・整備内容：管渠及び処理場の築造</li> </ul>	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ≈ B ≈	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活環境の改善効果               <ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺環境の改善（=下水道整備による悪水路の解消）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小水路の覆蓋化、清掃費用</li> </ul> </li> <li>○居住環境の改善（=トイレの水洗化）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の設置、維持管理費用</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 公共用水域の水質保全効果               <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全、回復される価値</li> </ul> </li> </ul>
	その他項目		
費用便益B/C*	費用 ≈ C ≈ の算定		○処理場、ポンプ場、管渠等に係る建設費+用地費+改築費+維持管理費
	費用便益比の基準		費用便益比（B/C）≥1.0

平成25年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 下水道課

○事業制度について	事業名	安八町公共下水道事業（社会資本整備総合交付金）
	事業目的	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全
	採択基準	費用効果分析によりB/C>1.0以上
	概要（メニュー）	管渠（汚水収集）及び処理場（汚水処理）の整備・維持管理
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ≈B≈	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺環境の改善効果 中小水路の覆蓋化（整備・清掃）</li> <li>○ 居住環境の改善効果 浄化槽の設置、維持管理費用（浄化槽汚泥処理施設を含む）</li> <li>○ 公共用水域の水質保全効果 水質汚濁で失われる公共用水域の存在価値（住民アンケートにより、水質保全に対する支払意思額算定）</li> </ul>
	その他項目	
*費用便益B/C*	費用 ≈C≈ の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管渠 整備（平成23年度までは実績値、平成24年度以降は全体計画と整合を図る）及び維持管理（平成23年度までは実績値、平成24年度以降は実績より推計）に係る費用を算定</li> <li>○ 処理場 整備（平成23年度までは実績値、平成24年度以降は全体計画と整合を図る）及び維持管理（平成23年度までは実績値、平成24年度以降は実績又は、流域別整備総合計画調査指針と解説の費用関数より推計）に係る費用を算定</li> <li>・評価期間：事業完了後50年間</li> </ul>
	費用便益比の基準	費用便益比 (B/C) ≥ 1.0

## 市町村長等からの審議依頼書(写し)

飛驒市	公共林道事業(道整備交付金)【森安～万波】	.... p. 11
高山市	土地区画整理事業【高山駅周辺地区】	.... p. 12
可児市	土地区画整理事業【可児駅東地区】	.... p. 13
岐阜市	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 14
美濃加茂市	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 15
各務原市	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 16
可児市	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 17
岐南町	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 18
笠松町	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 19
坂祝町	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 20
川辺町	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 21
八百津町	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 22
御嵩町	流域関連公共下水道事業【木曾川右岸処理区】	.... p. 23
安八町	安八町公共下水道事業【安八処理区】	.... p. 24

(別記様式1)

飛建第1392号

平成25年2月22日

岐阜県知事 古田肇様

飛驒市長 井上久



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 道整備交付金
- ・河川・路線名等 林道 森安～万波線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

##### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

市単独で委員を選任し、監視委員会を設置することが困難であるため

##### 3 県の事業担当課名

森林整備課

(別記様式1)

24基駅第36号  
平成25年1月17日

岐阜県知事

様

高山市長 國島 芳明



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| ・事業名     | 高山駅周辺土地区画整理事業      |
| ・河川・路線名等 | 高山市高山駅周辺地区         |
| ・工区名     | 高山市花岡町、花里町及び昭和町地内  |
| ・再評価の要件  | 再評価後5年を経過し事業継続中のもの |

##### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

市単独で、委員を選任し事業評価監視委員会を設置するのが困難であるため

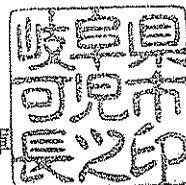
##### 3 県の事業担当課名

都市建築部 街路公園課

都 整 第 205 号  
平成25年2月14日

岐阜県知事 古田 肇 様

可児市長 富田 成輝



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 土地区画整理事業、地方道路整備臨時交付金事業
- ・地区名 可児駅東地区
- ・再評価の要件 再評価を実施した後に5年間を経過した時点で継続中の事業

##### 2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

当市では、区画整理事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会を設置できないため。

##### 3 県の事業担当課名

都市建築部街路公園課

(別記様式1)

岐阜市水政第378号  
平成25年3月14日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 岐阜市流域関連公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施する再評価のため、都道府県が実施主体となって評価を行うことが定められており、本市において当該事業の委員会を設置して審議することが適当でないため。

##### 3 県の事業担当課名

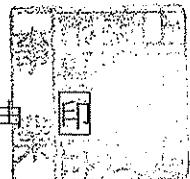
都市建築部下水道課

(別記様式1)

発水第 361号  
平成25年3月11日

岐阜県知事 古田肇様

美濃加茂市長 渡辺直由



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 美濃加茂市流域関連公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

- ・美濃加茂市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できないため。

##### 3 県の事業担当課名

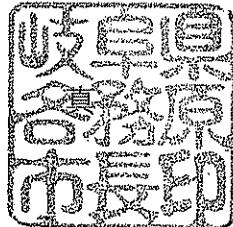
- ・都市建築部 下水道課

(別記様式 1 )

24各下第399号  
平成25年3月15日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 森



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

本市における事業再評価対象事業が少ないため。

また、本市の下水道事業は流域関連公共下水道であり、岐阜県の流域下水道事業と密接な関係にあるので、流域関連の他の市町と調整を図るためにも、公共下水道の再評価を岐阜県事業評価監視委員会に審議依頼するものである。

##### 3 県の事業担当課名

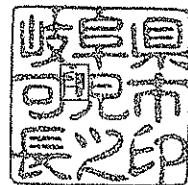
都市建築部下水道課

(別記様式1)

下水第168号  
平成25年 3月13日

岐阜県知事 古田 肇 様

可児市長 富田 成輝



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

流域関連の公共下水道事業は、流域下水道事業と一体的に評価を行うこととされているため。また、市に事業評価監視委員会がなく、委員の選任が困難なため、流域下水道事業の再評価を行う岐阜県事業評価監視委員会へ依頼するものです。

##### 3 県の事業担当課名

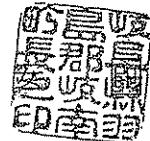
都市建築部 下水道課

(別記様式1)

岐南第2214号  
平成25年3月15日

岐阜県知事 様

岐南町長 松原秀



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

岐南町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 岐南町流域関連公共下水道事業
- ・工区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 岐南町で事業評価監視委員会を設置できない理由

流域関連公共下水道として事業を行っているため

##### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

(別記様式1)

笠 水 第 94 号  
平成25年 3月 6日

岐阜県知事 古田肇様

笠松町長 広江正



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 木曽川右岸流域関連公共下水道事業
- ・処理区名 (笠松処理区) 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本町で事業評価監視委員会を設置できない理由

流域関連であるため

##### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

加坂産第1974号  
平成25年3月6日

岐阜県知事 古田肇様

坂祝町長 南山宗之



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

- ・下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難である。また、再評価の実施を必要とする事業が下水道事業のみであるため、委員会の設置をしていない。

##### 3 県の事業担当課名

- ・都市建築部 下水道課

(別記様式1)

川水第185号  
平成25年 3月 7日

岐阜県知事 古田肇様

川辺町長 佐藤光



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 木曽川右岸流域下水道関連川辺町公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 流域下水道事業にあわせ実施

##### 2 本町で事業評価監視委員会を設置できない理由

- ・下水道事業に精通した学識経験者の専任が困難であり、再評価を必要とする他事業もないため委員会の設置ができない。

##### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

(別記様式1)

八役第 1, 411 号  
平成25年 3月 12日

岐阜県知事 古田 肇 様

八百津町長 赤塚 新吾



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

八百津町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 八百津町で事業評価監視委員会を設置できない理由

本町では、公共下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり  
再評価を必要とされる他事業もなく、委員会の設置ができない

##### 3 県の事業担当課名

都市建築部 下水道課

(別記様式1)

御水下第235号  
平成25年3月6日

岐阜県知事 古田肇様

御嵩町長 渡邊公夫

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 公共下水道事業
- ・処理区名 木曽川右岸処理区
- ・再評価の要件 木曽川右岸流域下水道事業の再評価に伴い一体的に実施

##### 2 本町で事業評価監視委員会を設置できない理由

本町の下水道事業は流域関連公共下水道であり、岐阜県木曽川右岸流域下水道事業と一体のものである。

また本町では下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難、かつ再評価が必要とされる他事業もなく事業評価監視委員会を設置していないため。

##### 3 県の事業担当課名

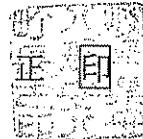
都市建築部下水道課

(別記様式1)

安建第400号  
平成25年2月15日

岐阜県知事 古田肇様

安八町長 堀



### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

##### 1 審議対象事業

- ・事業名 安八町公共下水道事業
- ・処理区名 安八処理区
- ・再評価の要件 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業を所管する部長が判断した事業  
(平成22年より社会資本整備総合交付金の施行に伴い再評価の実施は義務化ではなくなったが、下水道全体計画及び事業認可計画等の策定、社会資本整備総合交付金の交付申請等の情勢の変化に伴い再評価を実施することにした。)

##### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

- ・安八町では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できなかったため。

##### 3 県の事業担当課名

- ・都市建築部 下水道課

平成25年度 事後評価対象箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		事業探査年	年度	完了年	度	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助・ 交付金	県単								
1	農地整備課	○		H8		H23		5,035	かんがい排水事業	奈良原	羽島市
2	農地整備課	○		H12		H23		2,190	かんがい排水事業	岐阜中流	各務原市
3	農地整備課	○		H16		H23		1,455	経営体育成基礎整備事業	下池西部	海津市・養老町
4	農地整備課	○		H15		H19		832	県営湛水防除事業	中須川地区	安八町
5	農地整備課	○		H15		H19		1,479	県営農業集落排水事業	笏屋地区	下呂市
6	道路建設課	○		H12		H23		4,175	道路事業	(主)岐阜開ヶ原線(宗慶温井)	本巣市
7	道路建設課	○		H14		H23		1,493	道路事業	(一)上白金真砂原(新屋)	岐阜市
8	道路建設課	○		H20		H23		1,671	道路事業	(主)岐阜開ヶ原線(下瀬)	大野町
9	河川課	○		H15		H19		4,900	床上漫水对策特別緊急事業	一級河川 稲川、笠置川、浅川	大垣市、養老町、垂井町
10	河川課	○		H1		H19		2,090	広域河川改修事業	一級河川 管渠川	揖斐川町
11	街路公園課	○		H16		H23		5,200	街路事業	(都)岐阜開拓線	各務原市
12	街路公園課	○		H18		H23		1,150	街路事業	(都)神田神戸線	大垣市
事業総計		12	0								
		12									

平成25年度 事後評価実施 選定箇所表

番号	担当課名	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名 (地区名)	施工場所	選定理由
2	農地整備課	2,190	かんがい排水事業	岐阜中流域	各務原市	かんがい排水事業は、農業に不可欠な農業用水を確保する基幹的な農業農村整備事業であるため、かんがい排水事業を選定する。また、本事業の実施地区2地区のうち、事業費が最大である桑原地区は、下流区間を現在整備中で、事業効果は今後となるたるため、岐阜中流域を選定したい。 なお、本地区は、水稲のみならず、本県の強みである園芸特産物(本地区にはじんじん)の収量安定に大きく寄与している代表地区である。
7	道路建設課	1,493	道路事業	(一) 上白金真砂線 (町屋)	岐阜市芥見大退 ～岐阜市芥見町屋	道路事業の4車線化を実施するため、区間全体が完成してから事後評価を実施することとしての機能を有する区全体において、事後評価を実施するこどで全体の効果を確認できるため、区間全体を選定した。
9	河川課	4,900	床上浸水対策特別緊急事業	いづき河川 一級河川・美濃川・大谷川・淀川	大垣市・養老町・垂井町	事業費の大きい事業地を選定した。 なお、当事業地は、平成14年7月台風6号の影響による洪水で、大谷川の洗堰から越水し、床上浸水など甚大な被害が発生しました。このため、同程度の洪水が発生しても、家屋への浸水被害が発生しないよう、堤防の嵩上げと補強、洗堰の嵩上げを平成15年度～平成19年度までの5年間で緊急的に事業を実施した。 また、事業の実施に際し、牧田川園域(相川・大谷川・淀川)河川整備計画(平成16年3月策定)を検証するため、本事業を選定した。
11	街路公園課	5,200	街路事業	(都) 岐阜鶴沼線	各務原市	事業費が大きい当路線を選定した。 また、もう一方の(都)神田戸線は第2期工区が未着手であり、現段階では、整備効果が発現されにくいと考えられたため。

## 平成25年度 第2回 岐阜県事業評価監視委員会 現地調査先（事務局案）

## 工 程

案の1

案の2

県庁（議会棟前）発 10:00



【再評価 No.18】 10:20  
 事業主体：岐阜県（街路公園課）  
 事業名：連続立体交差事業  
 【名古屋鉄道名古屋本線】  
 調査地：岐阜市 10:50



【再評価 NO. 21】 11:20  
 事業主体：岐阜県（下水道課）  
 事業名：木曽川右岸流域下水道事業  
 【木曽川右岸処理区】  
 調査地：各務原市 11:50



昼食

【再評価 NO. 5】 14:00  
 事業主体：岐阜県（森林整備課）  
 事業名：公共林道事業  
 【中美濃】  
 調査地：美濃市 14:30



県庁（議会棟前）着 16:00

県庁（議会棟前）発 10:00



【再評価 No.18】 10:20  
 事業主体：岐阜県（街路公園課）  
 事業名：連続立体交差事業  
 【名古屋鉄道名古屋本線】  
 調査地：岐阜市 10:50



【再評価 NO. 21】 11:20  
 事業主体：岐阜県（下水道課）  
 事業名：木曽川右岸流域下水道事業  
 【木曽川右岸処理区】  
 調査地：各務原市 11:50



昼食

【再評価 NO. 13】 13:30  
 事業主体：岐阜県（道路建設課）  
 事業名：道路改築事業  
 【(国) 418号(肥田瀬拡幅)】  
 調査地：関市 14:00



【再評価 NO. 5】 15:00  
 事業主体：岐阜県（森林整備課）  
 事業名：公共林道事業  
 【中美濃】  
 調査地：美濃市 15:30



県庁（議会棟前）着 17:00

※時刻は目安です。

## 平成25年度 現地調査地候補箇所の事業概要

- 連続立体交差事業【名古屋鉄道名古屋本線】 ··· p. 1
- 木曽川右岸流域下水道事業【木曽川右岸処理区】 ··· p. 2
- 公共林道事業【中美濃】 ··· p. 3
- 道路改築事業【(国) 418号 肥田瀬拡幅】 ··· p. 4

## 平成25年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 18】

担当課〔 街路公園課 〕

事業名	連続立体交差事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	名古屋鉄道名古屋本線
平成24年度までの進捗率	1 %
事業概要	<p>①事業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 :</p> <p>市街地において連続して道路と交差している鉄道の一定区間を高架化又は地下化する事業であり、複数の踏切を一挙に除去し、都市内交通の円滑化、安全性の向上を図るとともに、都市の活性化を図ることを目的としています。</p> <p>既に完了したJR高架化と一体となって、岐阜市における交通の円滑化や住みよいまちづくりを推進するため実施する連続立体交差事業です。</p> <p>③事業期間 : 平成11年～平成48年</p> <p>④総事業費 : 連続立体交差事業区間事業費 約31,000百万円</p> <p>⑤所在地 : 岐阜市加納西広江町地先～下川手地先</p> <p>⑥工事概要 : 全体延長 連続立体交差事業区間 約2,1km 踏切除去 12箇所</p>
平成25年度事業概要	<p>事業費 : 10 百万円</p> <p>工事概要 : 鉄道構造物の基本設計、事業費算出、費用負担検討</p>
備考	平成25年度再評価審議実施箇所

## 平成25年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 21】

担当課〔下水道課〕

事業名	木曽川右岸流域下水道事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	木曽川右岸処理区
平成24年度までの進捗率	90 % ※事業費ベース
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的：木曽川及び長良川流域の4市6町の汚水を広域的に処理し、公共用水域（伊勢湾）の水質保全と地域の生活環境の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等）を図る。</p> <p>③事業期間：昭和51年度～平成37年度</p> <p>④総事業費：154,710百万円</p> <p>⑤所在地：各務原市前度西町（終末処理場）</p> <p>⑥工事概要：終末処理場（各務原浄化センター）          （排除方式）分流式          （日最大計画汚水量）249,500m<sup>3</sup>/日          （水処理方式）          ステップ流入式多段消化脱窒法、嫌気無酸素好気法          +急速ろ過法、標準活性汚泥法 +急速ろ過池          幹線管渠：汚水幹線 77.6km（7幹線）          放流渠 9.1km          ポンプ場：4箇所</p>
平成25年度事業概要	<p>事業費：775百万円</p> <p>工事概要：水処理施設増設（機械、電気）          汚泥棟汚泥脱水機更新（機械、電気）          管理本館無停電電源設備更新（電気）          長森ポンプ無停電電源設備更新設（電気）          水処理施設耐震対策工事（土木）</p>
備考	平成25年度再評価審議実施箇所

平成25年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 5】

担当課〔 森林整備課 〕

事業名	公共林道事業（道整備交付金）
地区名	中美濃
平成24年度までの進捗率	97.4%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的：</p> <p>美濃市、関市洞戸、郡上市美並町、郡上市八幡町、関市板取の市町村界に位置する2,135haの森林内の路網の骨格となる基幹林道を開設し、効率的な林業経営と適切な森林整備を促進とともに、沿線「ふくべの森」等へのアクセス道路として、森林の総合利用と地域の活性化に資する。</p> <p>③事業期間：平成元年～平成26年</p> <p>④総事業費：4,724百万円</p> <p>⑤所在地：美濃市片知地内</p> <p>⑥工事概要：W=5.0m L=20,019m</p>
平成25年度事業概要	<p>事業費：18.9百万円</p> <p>工事概要：舗装工事（郡上市八幡町地内） W=5.0m、L=739m</p>
備考	平成25年度再評価審議実施箇所

## 平成25年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 13】

担当課〔 道路建設課 〕

事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	(国) 418号 肥田瀬拡幅
平成24年度までの進捗率	30.3%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的： 現道区間における隘路区間（最小幅員3.7m）が解消される他、生活道路として利用している歩行者の安全性向上が期待される。</p> <p>③事業期間：平成19年～平成28年</p> <p>④総事業費：1,240百万円</p> <p>⑤所在地：関市肥田瀬</p> <p>⑥工事概要：L=1.0km W=6.5(12.5)m</p>
平成25年度事業概要	<p>事業費：400百万円（予定）</p> <p>工事概要：用地補償 N=1式 調査設計 N=1式</p>
備考	平成25年度再評価審議実施箇所

**平成 25 年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画（案）**

回	開催日時	開 催 場 所	議 事 内 容	備 考
第 1 回	5月31日（金） 9:30～	岐阜県庁舎 6階 6南2会議室	○運営要領等の改正について ○再評価実施箇所について ○事後評価実施箇所について ○現地調査の実施について	
第 2 回	7月3日（水） 現地調査	現地調査		県公用車 (マイクロバス)
第 3 回	7月31日（水） 午後	岐阜県庁舎 6階 6南2会議室	○再評価詳細審議 ・農業農村整備事業（2件） ・林道事業（5件）	
第 4 回	9月5日（木） 午後	岐阜県庁舎 6階 6南2会議室	○再評価詳細審議 ・林道事業（5件） ・街路事業（3件）	
第 5 回	11月1日（金） 午後	岐阜県庁舎 6階 6南2会議室	○再評価詳細審議 ・道路事業（4件） ・砂防事業（1件） ・下水道事業（2件）	
第 6 回	1月～2月頃		○事後評価詳細審議 農業農村整備事業、道路事業、 河川事業、街路事業	

## 岐阜県公共事業再評価要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が実施する公共事業（以下「事業」という。）の再評価を行い、事業の実施に当たり必要に応じてその見直しや、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するための手続きについて、必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (再評価の対象とする事業の範囲)

第2条 再評価の対象とする事業は、別表第1に掲げる国庫補助事業、交付金事業、県単独事業とする。ただし、維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除くものとする。

なお、交付金事業において再評価を実施する対象は、一定の整備効果が発現される要素事業単位とする（参考【交付金事業の再評価の対象】）。

### (再評価を実施する事業)

第3条 再評価を実施する事業は、第2条のうち次に掲げる事業とする。

なお、国庫補助事業については当該事業を所管する省庁から示されている再評価実施要領等（以下「国実施要領」という。）に定める事業とする。

- (1) 用地補償費や工事費等の事業費が最初に予算化された年度（以下「事業着手年度」という。）から、5年間を経過した時点で未着工の事業。
- (2) 現在着工している事業（一部供用されている事業を含む。）のうち、事業着手年度から別表第2に掲げる一定期間が経過した時点で継続中の事業。
- (3) 準備計画段階（調査検討の事業費が予算化された時点から、用地補償費や工事費等の事業費が予算化されるまでの段階をいう。以下同じ。）で5年間が経過している事業。
- (4) 再評価を実施した後5年間が経過した時点で、未着工又は継続中（一部供用されている事業を含む。）の事業。
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業を所管する部長（以下「事業所管部長」という。）が判断をした事業。

### (再評価の実施時期)

第4条 再評価の実施時期は、次のとおりとする。

なお、国庫補助事業については国実施要領によるものとする。

- (1) 事業着手年度から5年間を経過しても未着工の事業については、事業着手年度から5年目の年度末まで。
- (2) 事業着手年度から一定期間が経過して継続中（一部供用されている事業を含

む。) の事業については、事業着手年度から一定期間が経過する当該年度末まで。

- (3) 準備計画段階で 5 年間が経過している事業については、5 年目の年度末まで。
- (4) 再評価を実施した後に 5 年間を経過した時点で、未着工又は継続中（一部供用されている事業を含む。）の事業については、再評価実施年度から 5 年目の年度末まで。
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業所管部長が判断をした事業については、必要と認める時期。

#### (再評価の視点)

第 5 条 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、事業の特性に応じた視点については、国実施要領に準じ追加するものとする。

- (1) 国や県の政策との位置付け  
国や県の政策との位置付け及び重点度やその変化。
- (2) 費用対効果分析  
事業の投資効果やその変化。  
原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。  
費用対効果の算定については、国実施要領に準ずるものとする。  
なお、事業着手時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。
- (3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化  
事業着手の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢の変化状況等。
- (4) 事業の進捗状況  
事業の進捗状況や事業進捗の見込み。
- (5) 地域の特性（特に必要と判断した場合に限る。）  
地域特有の課題等、事業に係るその他の必要な事項。
- (6) コスト縮減や代替案の可能性  
技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

#### (再評価の基本的な考え方)

第 6 条 事業の継続（必要に応じて事業手法、施設規模等の内容の見直しを含む。）

又は中止（これらに伴う事後措置を含む。）の基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 第 5 条の（1）から（5）の視点による再評価において継続が妥当と判断で

きる場合は事業を継続することができるものとする。

また、第5条の（1）から（5）の視点による再評価において継続が妥当と判断される場合にあっても、（6）の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

（2）第5条の（1）から（5）の視点による再評価において継続が妥当と判断できない場合にあって、（6）の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって第5条の（1）から（5）の視点による再評価において継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

（3）第5条の（1）から（5）の視点による再評価において継続が妥当と判断できない場合にあって、（6）の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

#### （再評価の対応方針に関する資料の作成）

第7条 事業所管部長は、事業の継続又は中止の方針（以下「対応方針」という。）に関する資料を作成する。

#### （事業評価検討委員会）

第8条 事業評価を円滑に実施するため、農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部で構成する事業評価検討委員会を設置する。

2 事業評価検討委員会の組織に関し必要な事項は別に定める。

#### （事業評価検討委員会の役割）

第9条 事業評価検討委員会は事業所管部長が作成した再評価に関する資料を審議し、対応方針の案を作成するものとする。

#### （対応方針の決定）

第10条 知事は、対応方針を決定する場合は、あらかじめ、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の意見を聞くものとする。

2 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、対応方針を決定する。

#### （河川事業、ダム事業の取扱）

第11条 河川事業、ダム事業における再評価の実施手続きについては、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川整備計画の策定変更の手続きの活用を図る

ものとし、河川整備計画の策定変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴くにあたって学識経験者等から構成される委員会等が設置される場合は、監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

(評価結果、対応方針等の公表)

第12条 知事は、再評価の結果及び対応方針その他必要な事項を公表するものとする。

(関係資料の保存)

第13条 再評価の実施主体は、事後評価終了以後10年間（事後評価を実施しない事業については、事業完了以後10年間）、再評価結果及び対応方針等に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

(その他)

第14条 事業所管部長は、本要綱に基づき、各事業毎の再評価についての実施細目を必要に応じて定めることができるものとする。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成23年度に、第3条(2)及び(4)に規定する期間を超過している事業で、再評価を実施していない事業については、平成25年度末までに再評価（再々評価）を実施するものとする。

なお、経過措置期間内に完了見込みのある事業については、原則、完了予定年度の前年度までに再評価（再々評価）を実施するものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

再評価の対象とする事業の範囲

事業区分	対象基準		
	国庫補助事業	交付金事業	県単独事業
農業農村整備事業			全体事業費 3億円以上
林道事業			全体事業費 3億円以上
治山事業			全体事業費 3億円以上
道路事業 (道路建設課所管)			2.0km以上の改良工事 長大橋、トンネル
道路事業 (道路維持課所管)			全体事業費 3億円以上
河川事業	事業費の基準を定めない	全体事業費 5億円以上	全体事業費 3億円以上 排水機場
砂防事業			全体事業費 3億円以上
街路事業			全体事業費 3億円以上
公園事業			全体事業費 3億円以上
下水道事業			全体事業費 3億円以上
公営住宅事業			全体事業費 3億円以上
水道事業			全体事業費 3億円以上

備考

この表に掲げる事業区分以外の事業若しくは対象基準以下の事業であっても、事業所管部長が再評価が必要と判断した事業は、主要な県事業として取り扱うことができる。

別表第2（第3条（2）関係）

「事業着手年度から一定期間」

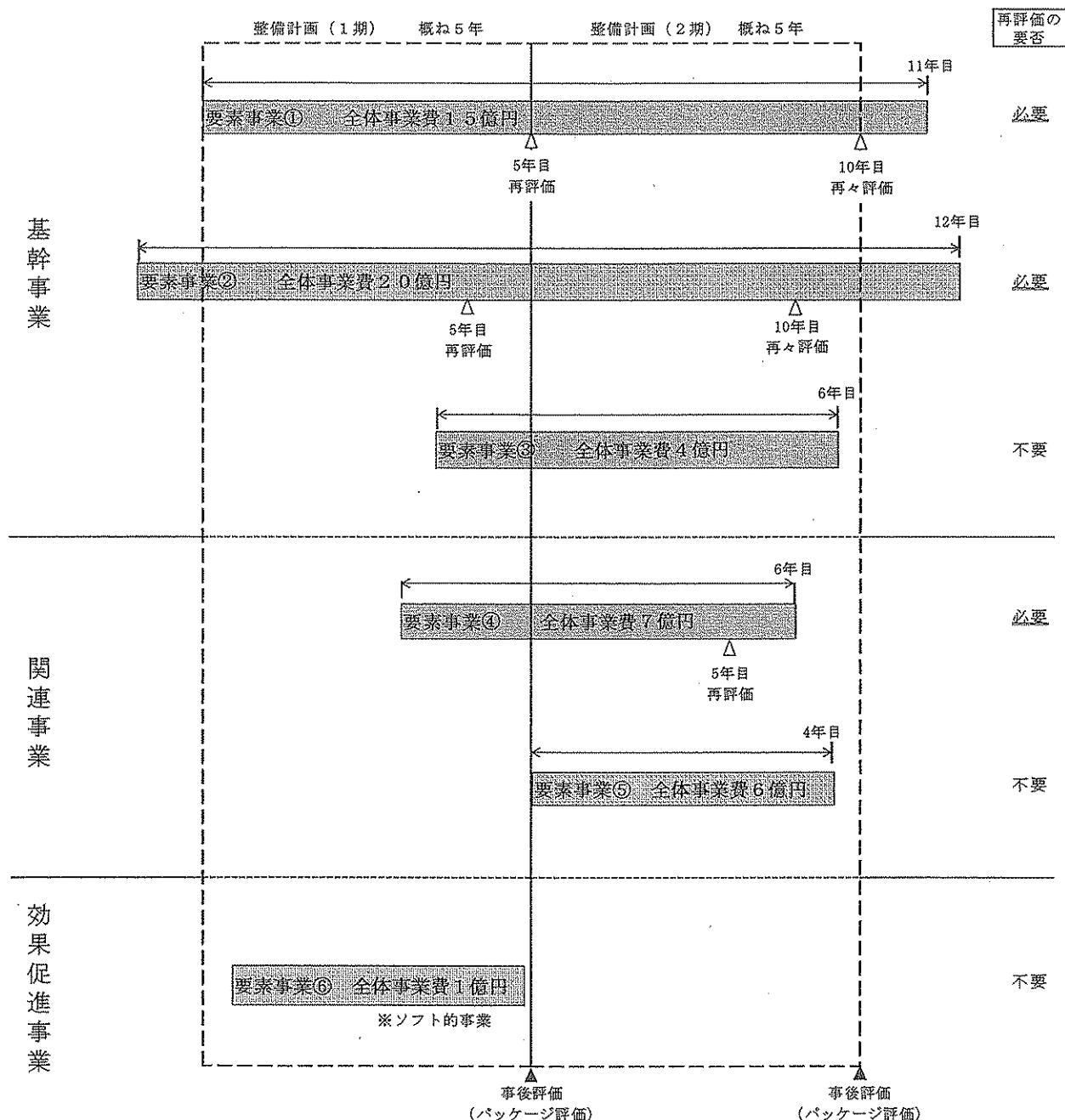
事 業 区 分	交付金事業	県単独事業
農業農村整備事業		
林道事業	10年間	
治山事業		
道路事業 (道路建設課所管)		
道路事業 (道路維持課所管)		
河川事業		5年間
砂防事業	5年間	
街路事業		
公園事業		
下水道事業		
公営住宅事業		
水道事業	10年間	

### 【交付金事業の再評価の対象】

交付金事業において再評価を実施する対象は一定の整備効果が発現される要素事業ごととする。

なお、「要素事業」とは交付金事業の「整備計画」に位置付けた「基幹事業」や「関連事業」を構成する一つ一つの事業をいう。

### 【交付金事業の再評価の考え方】国土交通省所管事業の場合



※1 国土交通省所管事業以外の再評価のサイクルは10年に読み替える。

※2 改築系事業のみ再評価の対象とする。

## 岐阜県公共事業事後評価要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が実施する公共事業（以下「事業」という。）の事後評価を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画や調査に反映するための手続きについて必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (事後評価の対象事業)

第2条 事後評価の対象とする事業は、別表1に掲げる国庫補助事業、交付金事業、県単独事業とする。

### (事後評価の実施時期)

第3条 事後評価の実施時期は、事業完了後（暫定供用後を含む）一定期間を経過した後とする。この場合において「一定期間」とは別表2のとおりとする。

2 自然災害等の事象の発生や環境への影響、社会経済情勢の変化等により、事後評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに事後評価を実施する。

### (事後評価実施箇所の選定)

第4条 事後評価の実施箇所は、第2条及び前条第1項に基づく事後評価の対象事業のうちから、事業規模及び事業特性等を考慮して選定する。

2 事後評価実施箇所の選定にあたっては、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の意見を聞くこととする。

### (事後評価の実施方法)

第5条 事後評価マニュアルに基づき、多様な手法を用いて地域住民や利用者等、幅広く意見を収集し事後評価を実施する。

2 事後評価マニュアルは事業毎の特性を十分踏まえ策定する。  
3 事後評価マニュアルの策定または見直しをする場合は監視委員会の意見を聞くこととする。

(事後評価の視点)

第6条 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- (1) 住民の参加・協働による効果
- (2) 事業の効果
- (3) 環境面への配慮
- (4) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (5) 利用者・地域住民等への効果
- (6) 対応方針（今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、新規事業へ適用すべき留意点）

(事後評価資料及び対応方針案の作成)

第7条 事業所管部長は、事後評価を行うに当たって必要となるデータ収集、整理等を行い、対応方針に関する資料を作成する。

2 「岐阜県公共事業再評価要綱」第8条に定める事業評価検討委員会は、事業所管部長が作成した対応方針に関する資料を審議し、事後評価に係る資料及び対応方針案を作成する。

(対応方針の決定)

第8条 知事は、対応方針を決定する場合は、あらかじめ、監視委員会の意見を聞くものとする。

2 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、対応方針を決定する。

(審議結果、対応方針等の公表)

第9条 知事は、監視委員会での審議結果及び対応方針その他必要な事項を公表するものとする。

(関係資料の保存)

第10条 事後評価の実施主体は、事後評価終了以後10年間、当該事業の審議結果及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

(その他)

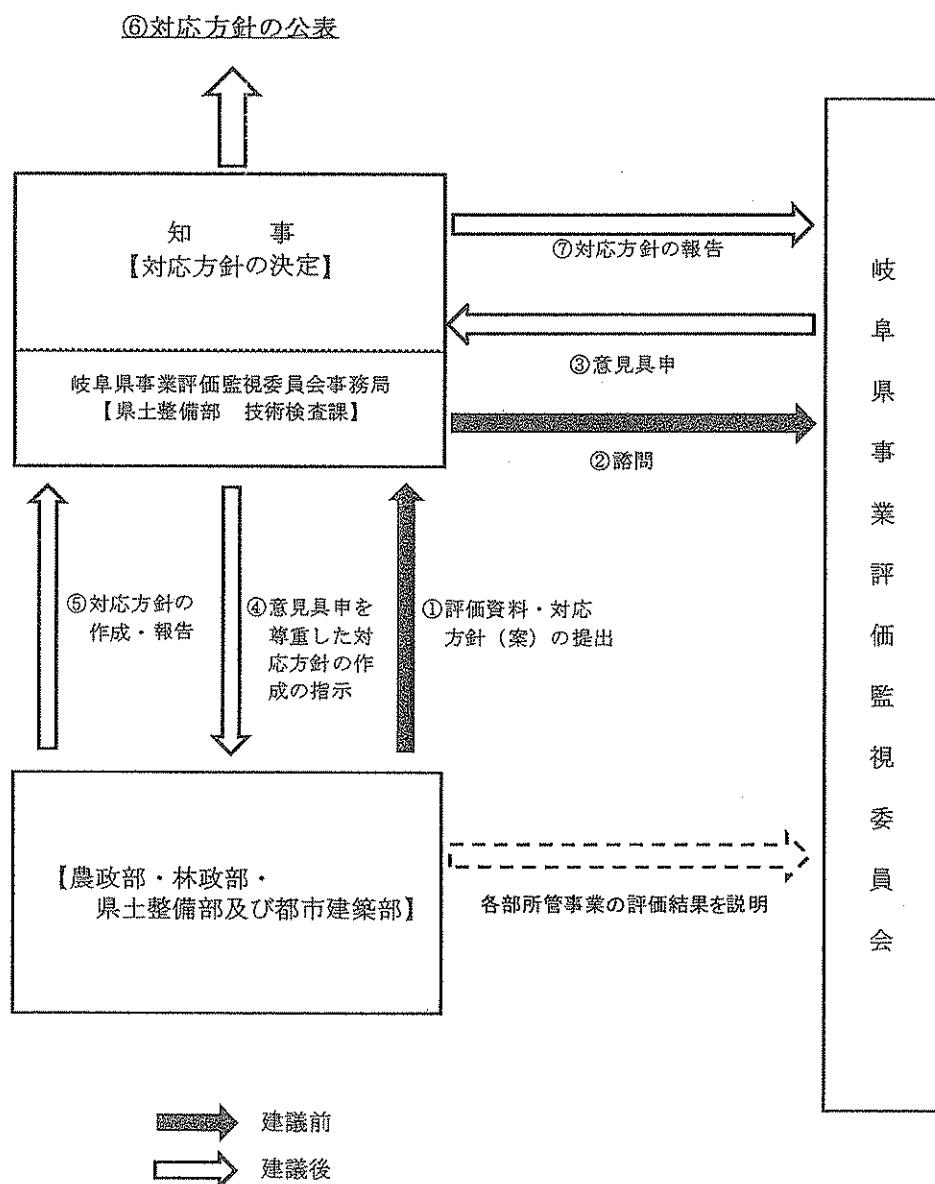
第11条 事業所管部長は、本要綱に基づき、各事業の事後評価についての実施細目を必要に応じて定めることができるものとする。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

公共事業の事後評価の実施フロー



別表1（第2条関係）

## 事後評価の対象事業

事業名		対象基準（全体事業費等）
農業農村整備事業	ほ場整備、かんがい排水、活性化施設、農村公園、農道事業等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
	農業集落排水事業	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
	農地防災事業	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
林道事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
治山事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
道路事業 (道路建設課所管)	改築系事業等	改良延長 L = 2.0 km以上 もしくは全体事業費 10億円以上
道路事業 (道路維持課所管)	交通安全防災事業等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
河川事業	河道整備等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
	排水機場等	県施工排水機場等の構造物全て
ダム事業	公共河川総合開発事業	県施工ダム全て
砂防事業	砂防、急傾斜、地すべり、雪崩事業等	国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
街路事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
公園事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上
下水道事業	流域下水道事業	木曽川右岸流域下水道
公営住宅事業		新設戸数 50戸以上 もしくは全体事業費 10億円以上
水道事業		国庫補助事業、交付金事業：5億円以上 県単独事業：3億円以上

別表第2（第3条の1関係）

## 事後評価の実施時期

事業名	実施時期	理由 (5年後とした理由)	
農業農村整備事業	ほ場整備、かんがい排水、活性化施設、農村公園、農道事業等	概ね1年経過したもの	
	農業集落排水事業	概ね5年経過したもの	
	農地防災事業	概ね5年経過したもの（但し、5年以内でも災害等の発生により必要と判断した時は速やかに実施）	
林道事業	概ね1年経過したもの		
治山事業	概ね5年経過したもの（但し、5年以内でも災害等の発生により必要と判断した時は速やかに実施）	自然災害（洪水等）等の事象発生による事業効果の評価に概ね5年を要する。	
道路事業 (道路建設課所管)	改築系事業等	概ね1年経過したもの	
道路事業 (道路維持課所管)	交通安全防災事業等	概ね1年経過したもの	
河川事業	改修系事業	概ね5年経過したもの（但し、5年以内でも災害等の発生により必要と判断した時は速やかに実施）	
	環境整備系事業	概ね1年経過したもの	
ダム事業	公共河川総合開発事業	概ね5年経過したもの	自然災害（洪水、渴水等）等の事象発生による事業効果の評価に概ね5年を要する。
砂防事業	砂防、急傾斜、地すべり、雪崩事業等	概ね5年経過したもの（但し、5年以内でも災害等の発生により必要と判断した時は速やかに実施）	土砂の移動現象や緑化の復元状況等の評価に概ね5年を要する。
街路事業	概ね1年経過したもの		
公園事業	概ね1年経過したもの		
下水道事業	流域下水道事業	概ね5年経過したもの	各戸への供用は、事業完了後3年以上要し、水質向上効果は概ね5年を要する。
公営住宅事業	概ね1年経過したもの		
水道事業	概ね1年経過したもの		